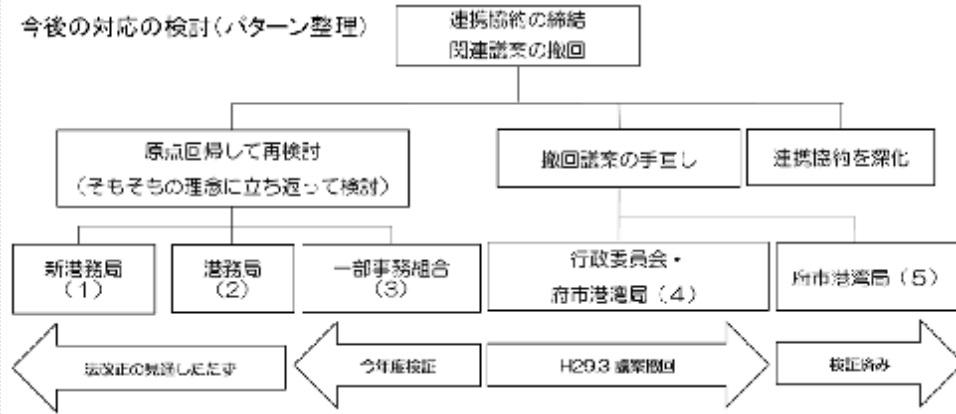


府市港湾管理一元化の検討状況について

○議案撤回から現在までの検討状況



【手法の検討について】

- 大阪港湾連携会議を設置し、広域での港湾管理のあり方について検討を深めた。
- 結果、府市港湾管理一元化の手法としては、制度的には (1) ~ (5) のパターンが考えられることを確認した。
- 各手法の制度の特徴は下記のとおり。

| 検討の視点 | 新港務局 (1) | 港務局 (2) | 一部事務組合 (3) | 行政委員会・府市港務局 (4) | 府市港務局 (5) |
|---------------|----------------------|-------------------|---------------------------------------|----------------------|----------------------|
| 大阪湾諸港の一元化との関係 | 繋がる | 繋がる | 繋がる | 繋がる | 繋がる |
| 独立性 | あり ・公法人 | あり ・公法人 | あり ・特別地方公共団体 | 一部あり (港湾法12条業務のみ) | なし |
| 意思決定の一元化 | あり | あり | あり | 一部あり (港湾法12条業務のみ) | なし |
| 民の視点の導入 | あり | あり | 今後検討 | 一部あり (港湾法12条業務のみ) | 今後検討 |
| 物流特化 | あり | なし | なし | 一部あり (港湾法12条業務のみ) | なし |
| 港湾管理の事務の一元化 | あり | あり | あり | あり | あり |
| 海岸管理の事務の一元化 | — | なし (府・港務局) | なし (府・組合) ※ 府から組合に事務の代替執行をさせることは可能 | あり | あり |
| 法改正の要否 | 港湾法、海岸法、地方税法など法改正が必要 | 港湾法、地方税法などの法改正が必要 | 不要 | 不要 | 不要 |
| 他事例 | なし | 新居浜港 | 名古屋港、四日市港等計6港 | (行政委員会のみ) 下関港、境港 | 大阪府市 副首都推進局・IR推進局 |